

參議院商工委員會會議錄第十三號

出席者は左の通り。

委員
青柳 秀夫君
古池 信三君
阿部 竹松君

國務大臣
通商産業大臣
政府委員
前尾繁三郎君

通商産業省 重工業局長	岩武 照彦君
通商産業省 輕工業局長	森 誓夫君
事務局側 常任委員 會專門員	小田橋貞壽君

第九部 商工委員会會議錄第十三号

○委員長（近藤信一君）　これより委員会を開会いたします。

昨日、委員長及び理事打合会を開き協議いたしました結果、本日は午前中まず計量法関係二法案を審議し、そのあとで合成ゴム製造事業特別措置法の一部を改正する法律案を審議いたし

ます。なお、午後からは、企業合理化促進法の一部を改正する法律案及び中小企業信用保険公庫法案について大蔵委員会と連合審査会を開会いたします。また、明日も委員会を開きまして、午前中は企業合理化促進法の一部を改正する法律案を審議し、午後からは日本貿易振興会法案について参考人と呼んで意見を聴取することにしております。これらの点につき御了承を願います。

それでは、これより計量法の一部を改正する法律案及び計量單位の統一に伴う關係法律の整備に関する法律案を一括して議題といたします。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○**鹽田雅孝** 計量單位の統一に伴う
関係法律の整備に関する法律案につ
いて質問をいたします。今回これによ
りましてメートル法の統一が行われ
るのではありませんが、これが円滑な
実施をはかるということは、非常に
国民全体に対する一つの運動の徹
底が必要だと思ふのであります。思
わぬところに破壊あるいは行き違
いを生じまして、い

るいろいろ問題の出でこないように細心かつ周到な計画的な国民運動の展開、ひとり展開のみならず、その実を上げるということが最も肝要だと思ふのであるといふことが最も肝要だと思ふのであるといふことです。提案理由によりますと、強力な国民運動を展開して国民各層に對する周知徹底をはかつて、いよいよ明年一月一日からやるのだといふことであります。具体的には、国民運動の方針について詳細に承わりたいと思ふのであります。

○政府委員(岩武照彦君) 豊田委員のお話にございましたようにこのノートル法統一の問題は各方面に広い関係を持つておりますので、われわれといいたしましても慎重に準備を進めて参つたわけでございます。消費生活者に対しまする普及あるいは啓蒙といったことにつきましては、これは一般的にラジオ、テレビあるいは刊行物等によりまする宣伝等もございますが、何よりも取引関係なんかにおきまして直接

日常の接していただきますところでメートル法を使って参入ということがまず先決でございますので、そういうふうな小売関係の団体等に直接指導をいたさしております。これは御案内のよう

に、中央でもメートル法実行期成委員会というのがございますが、各府県にもそういう委員会を持ちまして関係の業界団体等を網羅しておりますて、直接指導に当る者が業界の人たちとひざをつき合して具体的なやり方等指導いたしております。今までにメートル法に切りかわっております例を二、三申し上げますれば、食料品売場は、デ

てあります。メートル計量で販売されており、これも百貨店協会等をしております。それから、三十三年度に国家予

通じまして具体的に話し合ってきた結果でありまして、近く衣料品売場もそういうふうになりたいと思つて協議を進めて参つております。それから、ただ小売面だけではうまく参らぬのは当然でございますから、生産面等につきましてもそういうふうなメートル規格で物を生産し販売するという指導を行算としまして九百十七万円の普及宣伝費というのを計上しております。これは中央で行いますそういうテレビラジオ等の放送の費用、それから地方におきます業界とのいろいろな打ち合せ等の会議費それから指導のパンフレット、これはいろいろの単位の換算等も含んでおります。そういうふうな関係

なっております。こまかい話かも知じませんが、たとえばびの大きさでありますとか、あるいは帽のサイズそれからベルトの長さ、そういったものを逐次メートル規格のものを作るように指導しております。たしかくつ、くつ下等にも及んでおります。それから、まあそういうふうにしまして、直接関の生産あるいは販売に携わっております人たちとひざをつき合せて、具体的な行政指導で取引面のこ

の予算と予定しております。また地方におきましては、これは都道府県が中心になります。国家予算以上の予算をすでに組んでおる地方もあるようでございます。たとえば東京都のごときたしか一千万円を上回る予算のようでもあります。全国の中央の予算よりも大きいと言つて笑つたのでありますが、各府県とも、ひとり担当者のみならず、ちる県のごときは知事さんがみずから先頭に立つて地域的に生産販売面

ういうことを変えて参るといふことに
しておりまして、無理じいはいしており
ませんが、メートル法を使つた方が便
利であり能率的であるといふふうな見
地を中心としまして指導しておるので
あります。国民運動といふふうな、具
体的な政府が首頭をとりますことは、
これはあるいはなかなか時節柄むずか
しいかと思いますが、例の新生活運動
の一部としてこの問題を取り上げてい
ただくように目下事務的に話し合ひを
進めておりまして、一般の P.R. のな
もの、そういうものと、それから新聞、
ラジオ、テレビといった面から進めて

のメートル化を指導しておられるとこ
ろもあるようでございまして、もとも
と学校の教育が大正十四年の入学児童
から算数の国定教科書につきましては
メートル法一本で参つております。現
在たしか満三十九歳以下の方はメート
ル法で小学校教育を受けておられるこ
とになっております。従つて比較的若
い方々にはのみ込みが早いようでごさ
いますから、以前と違ひまして、円滑
に参ることができるかと思つておりま
す。われわれの方といたしまして、
以上申し上げましたような方法でいろ
んな面からこの運動を円滑に進めるよ

うに努力いたしておる次第でありま

○豊田雅孝君 今の答弁によつて承わりますと、衣料関係あるいは食料品関係、要するに衣食の關係についてはある程度やつておられるようでありますが、住の關係、木工家具類、こういうものについては全然お話がなかったたのでありますが、どんなふうによつておられますか。また、今後の方針を承わりたい。

○政府委員(岩武照彦君) 御指摘のよう、住の關係は相當困難な問題もありませんが、家具なんかはことに洋式家具等は、現在日本規格等も一部使つておりますが、大体メートル規格をやつておりまして、この辺は、直接メートル単位での取引というよりも、まあ何個という取引になると思ひますので、やや問題がよいのと思ひますが、一番問題は、日本家屋の畳、建具、あるいは家屋の大きさ等でございます。家屋につきましては、従来から、土地とともに、メートル法施行の一番難点でございましたので、今回も、特に土地建物につきましては昭和四十一年の三月末日までメートル法の適用を延期いたしまして、その間に、一方におきましては登記簿あるいは土地台帳等の公簿をメートル単位に書きかえる、大体六カ年計画で、全国のを計画的に書き改めていくことを各省の打ち合せ会で意見も一致いたしまして、その期間までに滞りなく進めていくつもりであります。

次には、建物の中の木材と日本家屋の建具の規格でございます。これも、木材につきましては、農林省の方で、三十三年度からメートル規格に改める

予算を計上いたしまして、具体的に、柱なり板なり等の長さ、厚さ等をメートル規格に改めるというふうにいたしております。それから、建具類、畳等も、大体同じような方向でメートル規格に統一していくことにしております。だんだんそういうふうな規格の面からまず物事をかえて参りますと、建物のむすかしい面もだんだんとメートル法になじんでくる、こう思つております。

○豊田雅孝君 今までの答弁によりますと、消費者に対して、また、商品を取り扱う主として販賣業者、そういう方面にはある程度やつておられるようでありまして、メーカーであるところの中小企業あるいは零細企業、これらが非常に今後影響を受けるのじゃないか、それからまた、よほど普及徹底させないという、いろいろ行き違ひが出てくるのじゃないか、そういう点から見ますと、国民一般消費者に対する關係とか、あるいはできた物を販賣する業者とかいうような關係じゃなく、零細なメーカー自身に対して、これを十分に徹底していくということが非常に必要である。また、むすかしいことである。従つて、中小企業、零細企業、主としてメーカーに対して、組織的な計画的な普及徹底をはかつていかないという、とんでもないことになりはしないかという懸念を多分に持つのですが、その点について、今後の方針はどうですか。

○政府委員(岩武照彦君) その点は、御指摘のように相當むすかしい面でもございまして、幸いにして、現在通産省あるいは農林省でやつております規格あるいはJIS規格あるいはJA

S規格がメートル法でまづておるものが多くあります。農林規格もメートル規格に改めつてありますので、まず、そういうふうな規格に合ったものを作るというふうな指導から始めなければいかぬ。なお、どうしてもそういう規格が間に合わないとか、あるいは徹底を欠くというふうなことにつきましては、これはやはり過渡的に、換算して参るといふことも起るかと思つております。これは、社内なり工場内ではどういふ単位を使われるかというところは、これは一応法律上の問題ではございせんので、物を取引されるときにメートル単位となりますので、場合によりましては、やはり換算ということを取引されることも起るだらうと思ひます。それらにつきましても換算等の単位なりやり方を間違えないように十分指導いたすつもりであります。これは、やはり根本は、作る物、あるいは作る設備がメートル規格に合ひやすくしておくということが根本でございまして、従ひまして、できるだけ製品の規格を統一いたし、かつメートル法化しておくということが一番生産面の合理化に役立つわけでございまして、そういうふうな指導を十分いたすつもりでございまして。

○豊田雅孝君 制裁關係はどういうふうになつておるのか、違反についての制裁、それから同時に、かりに制裁がなくとも、規格に合うものを作つた、それがために売れるべきものかと思つたのが売れなかつた、その場合の損失、そういうのが相當問題になつてくるだらうと思ひます。それからまた、さらにJISのお話があつたので、すけれども、規格によつてやるなら

いうのは、これは大企業ないしはそれの下請程度であつて、全くの中小企業、零細企業、家内工業などになると、JISなんて言つたつて、とても問題にならぬだらうし、また、かりに作つても、この徹底がまた大へんなことになる。そういう場合に、今申す通り、制裁があるのかないのか、かりに制裁がないとしても、そこに思ひぬ製品としての損失が出てくるというふうなことになる、非常に問題に思ふところですが、その点どうですか。

○政府委員(岩武照彦君) 第一点の違反という問題でございまして、これは、現在の計量法の第十条に、法定の計量単位を指定して取引または証明を行うべしとなつております。法定の計量単位と申しますのは、明年の一月一日からメートルの計量になるわけでございまして。違反の点につきましては、第二百三十五條に五万円以下の罰金というところになつております。これは、こういう事柄の性質上、いたずらに刑罰をもつておとすべきものではないと考へております。あくまで行政指導で万全を期すべきものと思つております。それで、今のお尋ねのいろいろの点がございまして、物をはかりまする計量器の方がやはりメートル単位になつておりますので、だんだんとメートル法で物事をはかる、作つて参るといふことに相なるかと思ひます。規格の点は、かなり小さい業界に普及しかねるかも知れませんが、これはやはり元になります大きな、重さ等をはかり方のものがメートル単位のものを使用することになりますので、その点ははやや事柄がスムーズにいきやすいかと存じております。それから、作つた

けれども売れなかつたというのは、これは取引上の問題でございまして、在来の大きな、重さ等で取引されたものを、今度の場合は、先ほど申しましたように、まあ端数はつきませんが、換算して取引すれば別段この違反云々ということには相ならぬかと存じております。

○豊田雅孝君 今、答弁を聞きますと、だんだん聞いているうちに、いよいよ不安を増してくるわけなんです。五万円以下の罰金——制裁があつてみたり、それから、作るのは作つてみたり、それから、市場に出してみると、そこに規格の關係なども出てくるといふようなことで、不測の損害を誘発しやせぬかというふうな心配も非常に多いのです。特に今申すような中小企業、零細企業方面に、それがあつたのじゃないかというふうな考えられるのであります。これについて今後十分に計画をむしろ立て直されるくらいにして、そうして正当な普及宣伝、特に中小企業、零細企業そういう方面に對して、特段の注意を払わなければいかぬのじゃないかと思ふのであります。その点について、特にこれは今後の問題になると思ふのであります。大臣も見えましたので、今の点について大臣の今後に対する御所見、御決意を伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(前尾繁三郎君) 御承知のように、メートル法の実施につきましては、二十年の歳月を要したわけでありまして、なおかつ、まだなかなかこれは普及が大へんな問題だと思ひます。しかし何と申しまして、もうそろそろ実施に入らなければ、ほんとうの今後

の合理化その他の面におきまして、いわゆるあらゆる進歩ということにつきましては、これを実施するのが私適當だと考えているわけでありまして、それにつきましても、全く過渡期におきましては、いろいろな混乱が起るのじやないか。従いまして、われわれとしましては、あくまで万全を期して普及、徹底し、混乱の起らぬようにという配慮をいたさなければなりません。はなはだ乏しいながら、予算も約一千万円の計上を得ておりますので、これによつて極力一般のラジオ、新聞その他の宣伝も行います一面におきまして、通産省も出先を総動員して、あらゆる機会に普及宣伝をはかり、また混乱の起らぬようにして、秩序のある実施ということに向つて、今後この一年間を極力そういう考え方によりまして、通産省を総動員し、もちろんまた他の各省にも関係がありますので、これも総動員し、政府全体が極力その普及、徹底に努力する、総力をあげて間違ひの起りませんように、混乱の起りませんように努力をいたしたいと、かように考えているのであります。ただいま局長からいろいろ申し上げましたが、さらに私にいたしましては、もう少し大きな規模でこの問題に対処したいと、かように考えている次第でございます。

○阿部竹松君 モートル法についてでございますが、御承知の通り今日あることは昭和二十六年当時すでにきまつておつたのでございますから、ただその取扱ひをどうするかということが問題であるかと思ひます。国内の問題については、緑風会の豊田先生からいろいろと御質疑がございましたので、

ただ一点、私が仄聞するところによりますと、イギリスはヤードであり、ポンドである、しかしこれをモートル法にかえないという大方針だそうでありまして、そういう場合には、輸出に非常に日本とイギリスは、輸出入についておのり膨大な量をお互いに扱つておるのでございますから、その切りかえについては、これは意見の段階でないかもしれませんけれども、その扱ひについては十分万全を期していただきたいということを意見として、あるいは要請として申し上げておきます。

それから最後に一点、計量法についてでございますが、この点について、最初の点は、放射能線の単位の設定でございますが、この問題については、当然、これはバリにあるのであります。万国モートル法会議にかかると、うしますと、これは二年に一本です。すから、ことしになつておるか、来年になつておるかかわりませんけれども、これに左右されるところが非常に大きい。その点をただしまたところ、政府当局としては、省令で定められるという御答弁がございました。私は当然これは法律でやらなければならぬというように判断するものであります。さしあつたて放射能線の単位をきめておかなければならぬという御趣旨だそうでありまして、省令から法律に切りかえるときは、これは万全を期していただきたい、これが要望であります。

最後に一点お尋ねでございますが、いろいろと計量器の販売方法について問題がございまして、ここにおいて問題になっている中央検定所の所長さんの御答弁をお伺ひして見まして、や

はり万全たる計量器を販売するのに、販売員を取り締ることも必要であるかもしらぬけれども、本元はやはり製造メーカーを取り締ることが一番大切である、私も、あるいは強く言ふ言ふされた自民党の小幡委員あるいは無所属の大竹委員、こういう方々の意見も全く同じであります。もちろん販売業を取り締ることも大切であるかもしれませんけれども、とにかく製作所、メーカー、こういうものを強く取り締つていただきたいというのが、大眼目であります。しかしながら、政府の御答弁は、将来検査を厳重にして漸進的にやるといふ御答弁がございましたから、私も満足でありませうけれども、これも賛成するものであります。

ただ最後に、農業団体とか、保健所あるいは青年会、生協、こういうものの取扱ひについて、若干御答弁が明確でなかつた点がございまして、そういう計量器を普及せんとする各種団体の営利を目的としないもの等についてのみ限定して、政府当局の明確なる御見解を最後に承つておきたいと思ひます。

○政府委員(岩武照彦君) 最後に御質問がございました農業協同組合関係などの問題につきまして、取扱ひ方針を明らかにしておきたいと思ひます。

第一点といたしましては、農業協同組合あるいは消費生活協同組合などは、これは組合員のために物資の供給を行うことを事業の一つとして行つてございまして、継続的に計量器の販売を行われるときには、これは計量法の規定によりまして販売業の登録を受けられる必要があると存じておりま

す。現在でもそのように指導しております。

それから第二点としまして、各種の組合とか団体、たとえば農業協同組合あるいは生活協同組合あるいは婦人会とかPTAとか、そういうふうな団体がその団員に對しまして、いろいろ計量器の購入をあっせんすることがあると思ひます。これは計量器の普及をはかるという上からいいますと、よくあつせんが継続的に行われるということではなく、特定の依頼者から依頼を受けてやられるというふうなときには、これは法律でいいますような販売または仲立ちを業とするということには該当しないわけでありまして、これは販売業者として登録される必要はないかと考えております。ただあつせんされる方は、集团的に購入されるのを積極的に広く勧誘されるとき、あるいはいろいろな需要を見込されて、たくさんに買ひ持ちされるということになりますと、これはどうも法律でいいます販売あるいは仲立ちを業とするというふうには解されるかと存じますので、この場合は登録は要するといふふうに解釈しております。

それから第三点といたしまして、農業関係の改良普及員あるいは保健婦あるいは農業、団体の職員などですが、技術指導あるいは保健衛生の指導というふうな問題と関連いたしまして、計量器の使用普及を指導されるというところはこれは計量器の普及の上からいいますと適当なことと存じますので、たとえば農協などの事務所にあります計量器を持つてきて渡される、あるいは代金を取り次がれるということとは、

これは今度の改正案としてお願いしております第五十五条第二項の販売人ということの届出は要らないというふうなことに考えております。ただこういう場合には、多数の計量器を持つて積極的に購入の宣伝をしたり、あるいは手数料を取受されるというふうなことがありまして、これはどうも販売人といふことで法律の規定によりまして届出をいただくことが必要ではないか、こういうふうなことを考えております。大体以上の点が農業関係の団体などにおきます計量器の販売あっせん等の問題につきましても、御承知でございます。

○阿部竹松君 局長から明確に御答弁いただきましたが、大臣は本法案審議が数度になつて行われる際一度もおいでになりませんでしたので、今の局長と見解は同じでしょうか、だめ押しになるかもしませんが、最後にお伺ひしておきます。

○國務大臣(前尾繁三郎君) 全く同じ考えを持つておりまして、普及宣伝につき、計量器の行き渡りますにつつきましては、極力円滑にいきますよう、国民の皆さんにできるだけ迷惑のかけないように、また容易に手に入るようにといふことを念願いたしております。全く同じと考えております。

○大谷實雄君 今お尋ねがありまして、大体了解をいたしました。が、そうしますと、青年団とか、四日クラブとかあるいは公民館、婦人会というふうなところで手数料をとらない場合は、これは販売をして差しつかえない、こういうことに了解していいわけですか。

○政府委員(岩武照彦君) お尋ねの点は、その団体が行われるという御趣旨

かと思ひます。従つてその点は最初に第一項として申し上げましたように、継続的に計量器を取り扱われるということでございますれば、やはり、これは販売ということになりますので、登録が必要だということに解しておりますが、継続的でなくて、特定の依頼者の依頼を受けられてあつてをされるというときには、販売あるいは販売の仲立ちを業とするということに当らぬかと考えておりますので、登録は要らないというふうに解釈しております。

○大谷實雄君 たとえば公民館等がぜひ自分の村には衛生上、健康上の点から、村民に対して体温計を持つてもらいたい、こういう意味合いにおきまして公民館にちゃんと置いておいて分けて分ける。これは普及率が非常に高くなると思ふのだが、そういうことであると、これはちゃんと保存して継続的にやるということだが、そういう場合はどうなんでしょうか。なおまた通信販売についてはどうなんでしょうか。

○政府委員(岩武照彦君) 公民館で積極的に計量器の販売施設を設けられる、あるいは需要を見越して仕入れておられる、展示される、それが直営でありましよう、あるいはほかから委託されておりましたら、やはりそういうことになりましよう、これは先ほど申しました第一項の方に当るのじゃないかと存じます。従つてこれは登録を要するものだと思います。

○委員長(近藤信一君) 他に御発言もないようですから、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(近藤信一君) 御異議ないと認めます。

それではこれより計量法の一部を改正する法律案及び計量単位の一に伴う関係法律の整備に関する法律案、以上二案を一括して討論に入ります。御意見のあり方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。――別に御意見もないようですから、これより採決いたします。

まず、計量法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(近藤信一君) 全会一致と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、計量単位の一に伴う関係法律の整備に関する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(近藤信一君) 全会一致と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における委員長のお頭報告の内容議長に提出する報告書の作成、その他自後の手続につきましても、慣例により、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(近藤信一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。それから、本案を可とされた方は、順次、御署名を願ひます。
多数意見者署名
青柳 秀夫 古池 信三

○委員長(近藤信一君) それでは次に、合成ゴム製造事業特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑のある方は順次御発言願ひます。

○海野三朗君 私が大臣にお尋ねしたのは今までの合成ゴムのことに付いて輕工業局長からいろいろ答弁がありましたけれども、どうもびんとこないもので、政府が十億を投資してやらしいので、政府が四、五年の後に於いて利益が上つてくるであろうという見解のもとに投資される。しかしそれがもし都合が悪くいつた際にはゼロになつてしまふのではないかと。そうすると四、五年後においては利益が上つてきたら株の配当があるでしょう、それまでは利益が上らなければ株の配当というものは期待できない。そうしてみると、十億の金をつまみ無利子で何年間の間か、その一民間会社に使わせるといふことになる。それで、その合成ゴムの仕事は国家的な仕事であると局長はこの前答弁してありますが、今日いかなる中小企業にいたしましても、国家的事業ならざるはない。一つでもそれを、この合成ゴムに限つて国家的の仕事であるというふうな考えでやられるということはどうも納得がいかないもので、これがもうけができるようになつてきたならば、それを民間の方に株をそろつと譲り渡すと、それで十億の金は引き揚げるのだ、こういうふう

言われますけれども、今日中小企業の方面を見ますと、商工中金あたりでもそうであるし、あるいは中小企業金融公庫あたりでも、そうであるが金を貸したならば僅かの金十、二十万という金に対してはやはり利息というものを容赦なしに徴収しておるのではないかと、合成ゴムが国家的事業であるからといって、無利子でこれを融資するといふ形になつておるが、それははなはだ均衡を得ていないことである。そこで私がはつきりした御答弁をいただきたいというのは、政府が融資したのであるならば、やはり将来とも政府が監督する、また適当な行政指導を常に行なつていくのだという決意がなければならぬ。これが一本立ちになつて仕事ができ上つてきたならば、すると民間にその株を払い下げてしまふといふようなことは、国家のお金をその一企業会社のために無利子で融資して、そしてその仕事を助けていくといふのははなはだ不公平ではないか、こう思ひますので、そのことについては大臣からはつきりした納得のいく御答弁を私は伺いたいと思ふのであります。

席

〔委員長退席、理事青柳秀夫君着席〕

○國務大臣(前尾繁三郎君) この合成ゴムの会社が国家的な意味を持つております準国策会社というふうな格好であると思ひます。ただこういうふうなことを中小企業者の場合にはやつておらんじやないか、こういう御意見もあるようであります。御承知のように、設備の近代化補助金というふうな面から、補助金におきましては国と府県の貸します分には無利息で貸しておるといふような例もあるのであります。も

ちろんこの合成ゴムの会社が企業であるからという意味ではありませんが、御承知のように大規模にやらないければ採算がとれぬ、そして結局ゴムの不足ということになりますと、ゴムのいろいろ使用しております工場はむしろ中小企業者が多い、中小企業者が困られるのは適當でない、こういうふうなことを考へて、この会社を國策的にこしらへたのであります。そういう面からいいますと、私はやはり中小企業者と不均衡だといふふうには実は考へておらぬのであります。またもちろん、準國策会社でありますから、今後におきましても、またたとえこういう政府が全然出資を回収するといひますか、株を売り放したあとにおきましても、十分行政指導によつて監視もし、またたまたまこの会社ができました、設立された目的といふものに沿つていくようにいたしませんと、結局において中小企業者が融資難で困られるといふようなことが起りましたのでは大へんであります。その意味におきましては純民間会社になりました後に於いても、十分指導について、また監視についていろいろの手を通じましてやつていきたい、かように考へておるわけ

であります。さらにまた、もちろんこの出資をしました株式を手放すという場合におきましても、あくまで中小企業者が困るようなことでありましたら、これは大へんであります。また国全体としてよく考へていかなければならぬもので、内外の情勢を十分見きわめて、そしてそれが手放すことが適當であるといふふうな考へましたときに、処分をしていくといふふうな考へていかな

あります。さらにまた、もちろんこの出資をしました株式を手放すという場合におきましても、あくまで中小企業者が困るようなことでありましたら、これは大へんであります。また国全体としてよく考へていかなければならぬもので、内外の情勢を十分見きわめて、そしてそれが手放すことが適當であるといふふうな考へましたときに、処分をしていくといふふうな考へていかな

ければならぬと思っております。御趣旨の点は十分私もわかりました。そういう御趣旨に沿ったような方向で今後の運営、この法律の運営をやつていかなければならぬ、かように考えておる次第でございます。

○海野三郎君 四、五年後においては、この合成ゴムが一本立ちになっていくというお見通しがあるようでありますが、もし不幸にしてこれがやつていけなかつた際には、国策会社であるならばまたこれを添えてやつてどうしてもこれを準国策会社に仕立てていこうという御熱意があるのではありませんか。今回限りその十億の金を出して、もうだめであつたならばそれはもうだめになってしまうということでは私はいかぬと思うのでありますが、その辺いかがでありますか。

○國務大臣(前尾繁三郎君) これは、合成ゴムの会社を作つていくということが国策である、こういうふうに出ておられますと、まあ採算は四年の後におきましては十分とれるという見通しを持つておるのでありますが、不幸にしてそういうことができない場合におきましては、やはり国策的の事業でありますから、何らかの方法で国も極力援助をいたしまして、むしろこれが発展するように、この事業がつぶれてしまふというようなことにつきましては、これは大へんでありますので、今後におきましても十分その成果が得られますように、政府も金融の面あるいはその他の方法によりまして育成していく考えであります。

○海野三郎君 私もう一つお伺いしたいのですが、準国策的な仕事に對しましては、政府が合成ゴムと限らずいか

なる仕事でもいわゆる国家のためになるといふお考え、見地に立つて適當なものがあったときには、いつでもこれを助成なさるといふお考えがやはり政府としてはお持ちになつていらつしやいますか。

○國務大臣(前尾繁三郎君) これはいろいろ段階があると思ひます。純粹な国策会社として全額出資の場合もありまふ。またこのように四割は政府が出資するというような場合もありまふ。また開銀の融資だけでいい場合も、その場合その場合によりまして、また国の関係すべき度合いというものは違ふのであります。国として育成すべき事業に對しましては、何もこの合成ゴム会社に限らず、極力われわれとしまして、政府が援助するというものにつぎましては、他の場合においても同様と考えておるわけであります。

○樺葉夫君 ちよつと二、三お尋ねしたいのですが、政府出資の株式処分の際、国有財産法に基いてその際は処分をするのだ、こういう御説明がこれまであつたのでありますが、この会社の性質上、私はこの政府が企業ベースに乗るようになったから、株式処分を行なつていい段階になりました際に、何らの監督権や勧告権がなくなつてしまふ。そういう際に、今回十億を出資いたしますが、この十億の株式処分に際しては、私は単に国有財産法に従つてやるのだということだけではどうもこの会社が独自の性質を帯びてくるような心配を持つております。従つて財産処分にあつては消費者代表に政府手持ちの株式の処分を考へる、そうしてこの会社の独自の性格というものに對する危惧の念がございます。

ので、これを解消していく準備を今から持つ必要があるように思ひます。そういう点について大臣の所見を伺つておきたいのであります。

(理事青柳秀夫君退席、委員長着席)

○國務大臣(前尾繁三郎君) 御承知のようにこの合成ゴム会社につきましては、独占企業にならないようにという配慮もありまして、こういうような会社を作つたわけでありまして、その意味は何も国が株を持たなくなりましてからもそういう意味はなくなるわけではないと思ひます。ただ政府が株式をいつまでも持つておるといふことは適當でありません。しかしその売り渡しに競争入札が原則でありまして、例外的場合には隨意契約によることができまして、この両者の適當な方法によりまして、この会社がその後におきましても公正に運営される、一部の人の独占にならぬようにというような配慮は十分できるのであります。この点は大蔵省ともいろいろ相談をいたしておりますが、十分そういうことでやつていけるという見通しを持つておりますので、ただいまお話のように一部の人の独占になるというようなことではなしに広く全般的に分けまふか、あるいはそういうような代表者の方々というふうなところに隨意契約で売り渡すか、これは十分考へまして、そうして御趣旨のようないふことのないように一つしていく所存であります。

○樺葉夫君 私は先日に出資者の大部分がゴムの関係業者であるといふこと、それからそういうために御計画の五年後に三万五千トンとか、四万五千

トンとかいふふうな人造ゴムが製造できるようになる、並行して技術の革新等も行われることでございましょう、そういったものと、天然ゴムを材料として作ります最終製品と合成ゴムを材料として生産されるであろう最終製品とがこれは年月の推移によつて競合してくるようなことになることを希望しておりますし、またそういうことにならざるうと思ふのであります。その際日本にゴムの業界の大部分がこの出資者である、でこの生産されたものが売り惜しみをされたり、あるいはダンピングされたりするようになつてこのゴムの業界というものの市場の調整とか、あるいは価格の操作であるとかいふようなことが今作られようとする会社によつて行われるようになる、そういうことになりまふといふと、私はこの会社は全く独占の形態を持つに至るといふことを実は危惧するものであります。従つて政府が十億出資をする、これを企業ベースに乗りました場合には処分を行うという場合に、大臣今随契約の道もあるわけだからという御説明でございまして、その株式処分の段階に立ち至りました際にこういう不安を起させないようにするための方法を隨意契約の形において株式処分を行うといふことを私は重ねて明らかにしておいていただきたいと思ふのです。

○國務大臣(前尾繁三郎君) この会社の運営が一社でありますために独占になりやせぬかという、こういう御心配であります。御承知のように二社作るほどのことはありません、そういう点から一社に限つて作られるわけであつたが、しかしその運営はあくまでお話のように独占的な取扱ひをする

ということではありません、また配給につきましてもそれぞれのルートを通じて独占的にならぬようにという配慮をもうすでにいたしておるわけで、これが政府の出資がなくなりまして後におきましても独占的に配給されるというふうなことは絶対にさせないようになつて、その後の行政指導等におきまして十分配慮し、またそれが独占的にならぬという見通しになつて初めて私はこの政府の持ち株を手放すということになる、かように考へまして先ほどから御答弁を申し上げておる次第であります。

○樺葉夫君 海野委員が御心配になりますものやせぬと詰めますと、この一点にあるんじゃないかと思ふのです。これまでの政府が關係をいたした事業で出資をしたり、あるいは補助金を与えたりして幾つかの事業にやつてきたのですが、さていよいよ政府の出資株などを処分いたします際に、おむね現在までの出資者に積み上げが行われて、広く第三者がそういう会社には縁なき衆生になつていふうちに、今日まで処分をされていく例がございまして、特に今回のように、いわゆる財政赤字があるといふ、また国策上合成ゴム製品の必要性があるといふ、あるいはまた外貨収支の改善をはかる目的があるといふ、十億の国民の血税を出資し、そして一つの国策会社を作るのであつて、この株式の処分に當つては、政府が手放していいという段階になりました際には、これまでのような、出資者の上に積み上げをやつていくというふうな処分の方法をとらないで、消費者の代表の方にも隨意契約をして、会社の経

當に参加させていく道を聞くことを、この立法に當つて明定すべきである。そうでないと、国民の不安は解けない。こういうところに海野委員の御発言の趣旨もかかつておるのでありますから、私もこのことを強く要望する次第でございますが、どうも肝心なところで大臣の御答弁がもうちよつと得心のできないものがございまして、十分そういう点については一つ配慮するようにやるといふことをお聞かせいただけませんか。

○国務大臣(前尾繁三郎君) 現在におきまして、ゴム業者がほとんど全員これに参加いたしておるわけでありまして、従つて、株式の処分等におきましても、同様な考え方をいたしております。また、将来につきまして、ただいまお話の通りの考えを私自身も持つておりますので、この点は明瞭にそういうことでいくことをはつきり御答弁申し上げます。

○海野三朗君 ただいまの大臣の御答弁を同つておきますと、将来ともその株を処分するときに、その業者の上これをとおつかぶせていくという方法はとらないというお考えなんでありませうか、そこをちよつとお伺いいたします。

○国務大臣(前尾繁三郎君) 御承知のように、この会計法は、隨意契約でもいけません。また、競争入札でもいけませんし、これは両建てでいくのであります。そのときの情勢に応じて、ゴム業者あるいは販売業者の方々に隨意契約という道もあります。また、もつと広く国民全体に競争入札ということもいけるのであります。現在の役員諸君がこれを独占するといふようなこと

は、役員諸君は、とにかく国策会社でありますので、十分自粛してもらい、そういうことのないようにいたしたい、かように考えております。

○海野三朗君 この間から、るる局長からの答弁がありましたし、ただいま大臣からも御答弁がありました。このことは当座限りの御答弁にあらずして、この答弁は将来に生きておると考へてよろしうございませうか。

○国務大臣(前尾繁三郎君) 私の在任とか何とかいうことではなしに、通産省として今後同様の方針で参ると、かように考へております。

○委員長(近藤信一君) 他に御発言もないようでございますから、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(近藤信一君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○海野三朗君 今、日本の現状から見まして、まことにこれは必要な事業であると考へます。しかしながら、在来今日まで日本が歩み來たつた状況から判断をいたしますと、国民の多くは非常な疑惑を持つて見ておる。それはどういふ点であるかといふと、一方においては非常に予算を削つておりながら、莫大なる金を大企業のものに投資しておつて、そのあとでそれがいよいよ事業になったときには、するつと会社なり民間の方に譲り渡してしまつと、こういうことに対しましては、国民の心ある人たちは非常な疑惑を持つて見ておるのであります。そ

れでありますから、私は将来とも、この株の配分につきましてもそうでありませうし、また国家が必要であると見た事業でありますから、常に行政指導なり、政府が監督の目を光らしていつてもならなければならぬ、こういうふうには思ひますので、この点を私は強く政府当局に要望いたしまして、この合成ゴム法案には賛成の意を表したものと存じます。

○委員長(近藤信一君) 他に御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(近藤信一君) 御異議ないと認めます。

これより本案の採決をいたします。本案を衆議院送付の原案通り可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(近藤信一君) 全会一致でございます。よつて本案は、全会一致をもつて、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第四百四条による本会議における口頭報告の内容、第七十二条により議長により提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと在りますが、御異議ございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(近藤信一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

それから、報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とされた方は、順次、御署名を願います。

多数意見者署名

青柳 秀夫 古池 信三
小西 英雄 小幡 治和
高橋進太郎 小澤久太郎
小瀧 彬 大竹平八郎
阿部 竹松 海野 三朗
榊 繁夫 加藤 正人
大谷 實雄

○委員長(近藤信一君) それでは、本日は、これにて散会いたします。
午前十時五十九分散会

二月二十五日本委員会に左の案件を付託された。
一、日本貿易振興会法案(予備審査のための付託は二月二十一日)